審 議 会 委 員 改 選 の 流 れ（案）

選挙期日の公告・・・令和６年６月２６日

（公告の日から 100 日以内に選挙期日を定めなければならない　施行令第 19 条）

↓

選挙人名簿の作成基準日・・・令和６年７月１６日

（選挙期日の公告の日から起算して 20 日を経過した日現在の地権者で選挙をなすべきものの氏名、住所、性別及び生年月日を記載した選挙人名簿を作成しなければならない　施行令第 20 条）

↓

選挙人名簿縦覧・・・令和６年７月２４日から令和６年８月６日まで

（選挙人名簿を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない　施行令第 21 条第 1 項）
（選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがあった場合は、縦覧期間内に異議を申し出ることができる　施行令第 21 条 3 項）

↓

選挙人名簿確定・委員定数の公告・・・令和６年８月２０日

（選挙人名簿の縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は申出があったすべての異議について決定したときは、その旨を公告しなければならない　施行令第 22 条第 1 項）
（第 1 項の公告にあわせて、宅地の所有者又は借地権者がそれぞれ選挙すべき委員の定数を公告しなければならない　施行令第 22 条第 4 項）
（この公告は、選挙期日の少なくとも 20 日前にしなければならない　施行令第 22 条第 2 項）

↓

立候補届受付開始・・・令和６年８月２１日

（選挙人は、選挙人名簿確定の公告があった日から 10 日以内に立候補届を市長に提出して自ら候補者となり、又は本人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出して、その選挙人を候補者とすることができる　施行令第 24 条第 2 項）

↓

立候補届締切・・・令和６年８月３０日

↓

立候補者の数が定数を超えない場合
選挙を行わない旨の公告　令和６年９月２日　施行令第 26 条

立候補者の住所・氏名の公告・・・令和６年９月２日

（届出のあった候補者の住所及び氏名を公告しなければならない　施行令第24条第5項）

↓

選挙場・投票時間及び開票の日時の公告・・・令和６年９月５日

（選挙期日の少なくとも 5 日前に選挙場、投票時間及び開票の日時を公告しなければならない　施行令第 25

↓

選挙投票日・・・令和６年９月１５日(日)

（委員の選挙は、無記名投票によって行うものとする　施行令第 29 条第 1 項）

↓

審議会委員の決定

（当選人を定めた場合には、市長は直ちに当選人の氏名及び住所を公告するとともに当選人に通知しなければならない　施行令第 35 条第 5 項）

資料７